

○専門技術員に関する規程

2005年3月11日

理事会承認

(趣旨)

第1条 この規程は、大学院研究科、学部及び研究所等に「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」第15条の2第1号にある科学技術に関する技術者として置く専門技術員に関する事項について定める。

(定義)

第2条 専門技術員とは、文部科学省等政府系助成団体で採択された研究プロジェクトまたは学外研究資金による研究プロジェクト等（以下「研究プロジェクト」という）に携わる本学専任教員のもとで、特殊な技術や熟練した技術を必要とする業務（大型機器、特殊機器等の操作等）およびその技術に関する研究により、当該研究プロジェクトの研究支援を行う者をいう。

(採用)

第3条 専門技術員の採用は前条にいう当該研究プロジェクト遂行教員の所属する研究科委員会・学部教授会・研究所等の議決機関が審査、決定し、理事会の承認を得なければならない。

(任期)

第4条 専門技術員の任期は1年以内とし、その年度の終わりをもって終了するものとする。ただし、特段の事情がない限り、当該研究プロジェクト終了時まで年度更新することができる。

2 専門技術員は、満年齢65歳を迎える年度末を超えて契約を更新することはできない。

(待遇等)

第5条 専門技術員の待遇等は別に定める。

(契約)

第6条 専門技術員の雇用契約は、1年単位とし、当該者と学校法人関西学院との間で、別に定める様式をもって行う。

(解雇及び懲戒)

第7条 専門技術員の解雇及び懲戒に関する事項については、専任教職員の就業規則第24条、第34条の規定を準用する。

(無期転換)

第8条 通算契約期間が10年を超える専門技術員は、別に定める様式で申込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間満了日の翌日から、期間の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)での雇用に転換することができる。

2 所定の要件を備えた前項の申込みがあった場合、無期雇用契約転換申込受理通知書及び労働条件通知書を申込者に交付する。

3 第1項の通算契約期間は、労働契約法第18条及び労働契約法第18条第1項の通算契約期間に関する基準を定める省令の定めるところによる。

4 無期労働契約に転換した専門技術員(以下「専門技術員(無期転換者)」という。)の労働条件は、この規程の定めるところによる。

5 前項の場合において、この規程中「専門技術員」は、「専門技術員(無期転換者)」と読み替え、有期労働契約を前提とする第4条(任期)及び第6条(契約)の規定は適用しない。

6 専門技術員(無期転換者)の定年は、満65歳とし、定年に達した日の属する年度末をもって退職とする。

7 専門技術員(無期転換者)の解雇については、第7条に次の各号を加える。

1 職務に必要な適格性を著しく欠く場合で、改善の見込みがないと認められた場合

2 了解事項に定める雇用に関する経費が消滅又は不足する場合

3 学生数の減少、職制の改廃、予算額の減少、その他やむを得ない事由により、過員を生じる場合

4 その他前号に準ずるやむを得ない事由がある場合

8 専門技術員(無期転換者)を解雇する場合は、少なくとも30日前に本人に予告し、それができない場合には平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払う。なお、予告期間は、1日につき平均賃金を支払うことにより、その日数分を短縮することができる。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、研究推進社会連携機構事務部において行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、2005年(平成17年)4月1日から施行する。

2 この規程は、2007年(平成19年)4月1日から改正施行する。

- 3 この規程は、2009年（平成21年）4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、2016年（平成28年）11月11日から改正施行する。

了解事項

専門技術員の雇用に関する経費については、文部科学省等政府系助成団体で採択された研究プロジェクトの補助金または学外研究資金によるものとする。